

「LEC 全日本社労士公開模試 第1回」から
第45回社労士試験【択一式】国年法 問10-A肢の出題が **的中** しました！！

LEC教材掲載内容(抜粋)

RU13962 p.144

全日本社労士公開模試 第1回
国民年金法 問5 A肢

- A 障害基礎年金の受給権者がその権利を取得した日の翌日以後にその者によって生計を維持している一定の要件に該当する子を有するに至ったときは、当該障害基礎年金の額に子の加算額は加算されない。

解答 →×

(権利取得後に子を有するに至ったときでも所定の要件を満たしている場合は、子の加算額は「加算される」)

本試験出題はこうでした！

第45回 社労士試験 問題
【択一式】 国民年金法 問10 A肢

- A 障害基礎年金の受給権者が当該受給権を取得した後に18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子を有することとなった場合には、その子との間に生計維持関係があっても、その子を対象として加算額が加算されることはない。

解答 →×

(権利取得後に子を有するに至ったときでも所定の要件を満たしている場合は、子の加算額は「加算される」)

的中!

※実際の教材では赤字にはなっていません。